

自由金利型定期預金（M型）規定新旧対比表

変更箇所は下線付きで記載

改定前	改定後
<p>I 共通規定 (略)</p> <p>II 「預入期間 1 か月以上 3 年未満の場合」の利息のお支払い</p> <p>1. (普通スーパー定期の利息) (略)</p> <p>2. (自継スーパー定期の利息) (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記 II. 1. (3) の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。 (以下略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. (中間利息定期預金) (略)</p>	<p>I 共通規定 (略)</p> <p><u>II-1 「預入期間 1 か月以上 3 年未満の場合」の利息のお支払い①</u> <u>■以下の規定は、約定期間が 1 か月以上 3 年未満である「2024年3月31日以前に預入された普通スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来していない自継スーパー定期」に適用されます。</u></p> <p>1. (普通スーパー定期の利息) (略)</p> <p>2. (自継スーパー定期の利息) (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について <u>前記 II-1. 1. (3)</u> の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。 (以下略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. (中間利息定期預金) (略)</p> <p><u>II-2 「預入期間 1 か月以上 3 年未満の場合」の利息のお支払い②</u> <u>■以下の規定は、約定期間が 1 か月以上 3 年未満である「2024年4月1日以降に預入された普通スーパー定期」、「2024年4月1日以降に預入された自継スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来し自動継続された自継スーパー定期」に適用されます。</u></p> <p>1. (普通スーパー定期の利息) <u>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算（単利方式）し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の 2 年後の応当日以後を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</u> <u>①預入日の 1 年後の応当日（以下「中間払日」という。）に通帳記載の中間払利率による中間払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u> <u>②中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。</u></p> <p><u>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p><u>(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数についての次の預入期間に応じた利率（ただし、解約</u></p>

日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の③の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%

③ 1年以上2年以内……………預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%

④ 2年以上……………預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

Ⅲ 「預入期間3年以上4年未満の場合」の利息のお支払い

1. (普通スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人預入者の場合
(略)

② 法人預金者の場合
A. ～C.
(略)

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率(ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

(2) ～ (3)

(略)

2. (自継スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人の場合
(略)

② 法人の場合
A. ～C.
(略)

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率(ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

(2) ～ (3)

(略)

Ⅲ-1 「預入期間3年以上4年未満の場合」の利息のお支払い④

■以下の規定は、約定期間が3年以上4年未満である「2024年3月31日以前に預入された普通スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来していない自継スーパー定期」に適用されます。

1. (普通スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人預入者の場合
(略)

② 法人預金者の場合
A. ～C.
(略)

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ-1. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率(ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

(2) ～ (3)

(略)

2. (自継スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人の場合
(略)

② 法人の場合
A. ～C.
(略)

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ-1. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率(ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

(2) ～ (3)

(略)

III-2 「預入期間3年以上4年未満の場合」の利息のお支払い②

■以下の規定は、約定期間が3年以上4年未満である「2024年4月1日以降に預入された普通スーパー定期」、「2024年4月1日以降に預入された自継スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来し自動継続された自継スーパー定期」に適用されます。

1. (普通スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人預入者の場合

A. 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率(以下「約定利率」という。)によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%

c. 1年以上2年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%

d. 2年以上3年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%

e. 3年以上……………預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%

C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。

② 法人預金者の場合

A. 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について通帳記載の中間払利率による中間払利息を利息(単利方式により計算)の一部として支払います。

B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記III-2. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率(ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(単利方式)し、この預金とともに支払いま

す。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します

①
(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2.（自継スーパー定期の利息）

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人の場合

A．預入日（継続したときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記Ⅰ.4.（3）の利率。以下これを「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

B．当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ-2.1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

C．一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。

② 法人の場合

A．預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。

B．中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください

①
C．中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

D．当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日

前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ-2. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。

(2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

IV 「預入期間4年以上5年未満の場合」の利息のお支払い

1. (普通スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人預入者の場合

(略)

② 法人預金者の場合

A. ～C.

(略)

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

(2) ～ (3)

(略)

2. (自継スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人の場合

A.

(略)

B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記IV. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

C.

(略)

② 法人預金者の場合

A. ～C.

IV-1 「預入期間4年以上5年未満の場合」の利息のお支払い④

■以下の規定は、約定期間が4年以上5年未満である「2024年3月31日以前に預入された普通スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来していない自継スーパー定期」に適用されます。

1. (普通スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人預入者の場合

(略)

② 法人預金者の場合

A. ～C.

(略)

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記IV-1. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

(2) ～ (3)

(略)

2. (自継スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人の場合

A.

(略)

B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記IV-1. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

C.

(略)

② 法人預金者の場合

A. ～C.

(略)

D . 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記IV. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

(2) ~ (3)

(略)

(略)

D . 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記IV-1. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

(2) ~ (3)

(略)

IV-2 「預入期間4年以上5年未満の場合」の利息のお支払い②

■以下の規定は、約定期間が4年以上5年未満である「2024年4月1日以降に預入された普通スーパー定期」、「2024年4月1日以降に預入された自継スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来し自動継続された自継スーパー定期」に適用されます。

① 個人預入者の場合

A . 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

B . 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

a . 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

b . 6か月以上1年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%

c . 1年以上2年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%

d . 2年以上3年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%

e . 3年以上……………預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%

f . 4年以上……………預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%

C . 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。

② 法人預金者の場合

A . 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について、通帳記載の中間払利率による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。

B . 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入

金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記IV-2. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. (自継スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人の場合

A. 預入日（継続したときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記I. 4. (3)の利率。以下これを「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記IV-2. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。

② 法人の場合

A. 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日

の3年後の応当日の前日までの日数について通帳記載の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。

B．中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください

C．中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

D．当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記IV-2. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間払日複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します

(2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

V 「預入期間5年以上の場合」の利息のお支払い

1. （普通スーパー定期の利息）

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人預入者の場合

(略)

② 法人預金者の場合

A．～C．

(略)

D．当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記V. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

(2)～(3)

(略)

2. （自継スーパー定期の利息）

(1) この預金の利息は、次により支払います。

V-1 「預入期間5年以上の場合」の利息のお支払い①

■以下の規定は、約定期間が5年以上である「2024年3月31日以前に預入された普通スーパー定期」および「2024年3月以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来していない自継スーパー定期」に適用されます。

1. （普通スーパー定期の利息）

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人預入者の場合

(略)

② 法人預金者の場合

A．～C．

(略)

D．当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記V-1. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

(2)～(3)

(略)

2. （自継スーパー定期の利息）

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人の場合

A .

(略)

B . 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記V. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

C .

(略)

② 法人預金者の場合

A . ～C .

(略)

D . 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記IV. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

(2) ～ (3)

(略)

① 個人の場合

A .

(略)

B . 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記V-1. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

C .

(略)

② 法人預金者の場合

A . ～C .

(略)

D . 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記IV-1. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。

(以下略)

(2) ～ (3)

(略)

V-2 「預入期間5年以上の場合」の利息のお支払い②

■以下の規定は、約定期間が5年以上である「2024年4月1日以降に預入された普通スーパー定期」、「2024年4月1日以降に預入された自継スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来し自動継続された自継スーパー定期」に適用されます。

1. (普通スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人預入者の場合

A . 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

B . 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

a. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

イ. 6か月以上1年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%

ウ. 1年以上2年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%

エ. 2年以上3年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%

オ. 3年以上4年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%

カ. 4年以上5年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%

b. 預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の
場合

ア. 6か月未満……………解約日における
普通預金の利率

イ. 6か月以上1年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%

ウ. 1年以上2年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%

エ. 2年以上3年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%

オ. 3年以上4年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%

カ. 4年以上5年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%

キ. 5年以上7年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「5年」利率×70%

c. 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預
金の場合

ア. 6か月未満……………解約日における
普通預金の利率

イ. 6か月以上1年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%

ウ. 1年以上2年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%

エ. 2年以上3年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%

オ. 3年以上4年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%

カ. 4年以上5年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%

キ. 5年以上7年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「5年」利率×70%

ク. 7年以上10年未満……………預入日における
店頭表示のこの預金の「7年」利率×70%

C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり
計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部
解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算
し残元金とともに支払います。

② 法人預金者の場合

A. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来
する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、
預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の
前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によっ
て計算（単利方式）した中間払利息を利息の一部とし
て、各中間利払日以後に支払います。

B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入
金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず
現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の
印章により記名押印して通帳とともに提出してください

C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこ

の預金とともに支払います。

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記IV-2. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します

—

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. (自継スーパー定期の利息)

(1) この預金の利息は、次により支払います。

① 個人の場合

A. 預入日（継続したときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記I. 4. (3)の利率。以下これを「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記V-2. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。

② 法人の場合

A. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算（単利方式）した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください

—
C. 中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記V-2. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します

—
(2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上